

昭和五年二月一日第二種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

“貿易戦争”と日米関係 2
機会均等と未来への権利 3

——フランスの学生ストについて——

◇投稿◇ 元気のでてくる選挙結果 8

◇資料と解説◇

「党建協」設立総会に参加しよう 11

資料(1) 「党建協」設立総会のご案内 11

資料(2) 国労と新会社の「労働協約(要旨)」(二) 12

民間企業でも首切りの嵐 14

◇『資本論』を学ぶ④◇

価値形態論の意義と課題 15

「ヤルしかない!」⑩ ひどい“凄惨”事業団 18

新刊書のご案内

労働戦線の全的統一と全民労連の発足

..... 7

旬刊社会通信

NO. 334

一九八七年五月二日

一九八七年五月二日発行
(毎月一日・二日・三日発行)

「貿易戦争」と日米関係

四月に入って資本主義世界の二強である米国と日本の経済矛盾が一段と厳しさを増している。マスメディアは、太平洋の同盟国同士の、この場合には太平洋のライバル同士というのが適切だと思うが、日米「貿易戦争」について連日大騒ぎをしている。四月一七日に発効した半導体・集積回路（マイクロチップス）を使用した一連の日本製品に一律一〇〇%の関税をかける米国の対日制裁措置だけが問題なのではない。

日米貿易の不均衡は、すでに一〇年以上も続いており、米国の対日貿易赤字は増えることはあっても、決して減ることはなかった。昨年、日本の対米貿易の黒字幅は六〇〇億ドルを突破した。この天文学的な数字から見ると、今回の制裁措置による総額三億ドル相当の報復関税では、焼け石に水のように思われる（日本の家電製品の対米輸出は年間二三〇億ドルにもぼっている）。

貿易戦争の火が、これまで米国の独占体が圧倒的優位にあった知識集約製品市場で燃え上ったのは、決して偶然ではない。戦後の最初の時期、米国は世界資本主義経済における科学技術の進歩をある程度コントロールできるような技術的従属体制をつくることに多大な努力を払った。だから米国は、科学研究費において米国に次いで資本主義世界第二位に進出し、その成果を誰よりも早く民間部門に利用した日本の側からの挑戦にがまんがならなかったのだ。米国は、自国半導体製品ばかりでなく、現在、ライバル諸国より優位にあるスーパーコンピュータの日本市場におけるシェアを何とか拡大しようと試みている。

NYタイムズ紙が正しく指摘したように、レーガン大統領の対日制裁措置は日本の輸出業界のみならず、現在重大な政治的危機に直面している中曽根首相にも打撃を与えた。売上税を提案した政府与党の自民党は、統一自治体選挙の前半戦で大敗北を喫した。そして、今度は海の向こうから、指導者同士が「ロン」・「ヤス」関係を誇っていたにもかかわらず、突然手のひらを返されてしまった。

今回の中曽根首相の本土産は何か？ さきごろ、「スターウォーズ」計画への日本の参加についての政府問題協定づくりを終えるために日本外務省代表団がワシントンへ飛んだ。日本の公式筋は、中曽根首相の訪米の最大の目的は両国間の経済問題ではなく、ベネチアで開かれる予定の先進七カ国サミットの準備であると主張している。あらゆることから判断して、中曽根首相はこれまでサミットでやってきたやり方、すなわち軍事・政治問題でレーガンに相づちを打ち、北米・西欧諸国との貿易・経済矛盾を二義的な問題にするというやり方をベネチアでも繰り返そうとしている。というのも、ワシントンでのG5・G7で日本がなったように、サミットで他の六カ国の非難の前に孤立することを日本が一番恐れているからだ。

クリスチャン・サイエンス・モニター紙は、「日本に圧力を加えるに当たって、日本が、欧州において英国がそうであるように、アジアにおいて米国の戦略的地歩を確保する上で重要な役割を果たしていることを思い出さなければならぬ。両国（日英）が不沈空母と呼ばれるのも理由があつたことなのだ」と書いた。アメリカにとって日米関係の軍事的・政治的側面が一番重要であることを知っている中曽根は、まさにこれに期待を抱いている。それは軍拡への道である。

機会均等と未来への権利

——フランスの学生ストについて——

一九八六年六月一二日、高等教育担当相アラン・ドゥバケは、大学改革法案を公然と上提した。法案は、一九八六年三月選挙で成立した右派政府の新自由主義政策にそったものである。

高等教育機関を「国家のわずらわしい監督」から「はずす」との口実で、法案は各大学にたいし、独自の入学条件を設け、独自のカリキュラムをつくり、独自の学位を与えるのを認めるといったものだった。大学のこの「自由」の拡大とは、実際には何を意味するのか。高等教育を受ける条件として、ドゥバケ法案は各大学が独自に入学金を決めるよう提案した。また、各学部入学に必要な学力水準を決める権限を大学に与えた。バカロレア（中学教育の終りに取得する教育証明書）はもはや、高等教育にすすむために十分な資格ではなくなる。そして重要なのは、この法案で、教育内容を決め、独自の学位を与える権限を大学に認めることによって、大学の学位の全国的性格と効力を失わせることである。

改革の真の目的

法案のねらいは、各大学間に競争をもちこむだけでなく——大学「財政の自治」拡大のために「配慮」するのではなく——外部からの投資（つまり民間資本）に訴えることである。そうになると、大資本は大学に自由に投資し、もちろん当面する経済的要請にそって、カリキュラムの科目と内容を押しつけることになる。

「アメリカ流」をまねたこの改革は、「失業をなくし」、「大学を経済の現状に適應させる」ことを口実にして、学生の六〇%に学位を与えず、むしろ障壁を増やして大学生の数を制限しようとしている。

この大学改革は、大資本がねらう「何層かで成り立つ」社会という構想にそって、資力による格差を広げることに真のねらいがあるのであって、フランスに「二層」の教育制度を導入し、高等教育を望む大多數の青年を容赦なく選別し、ごく少数の「勝利者」に途方もない特権を与えるものである。

この改革が実施されると、一方には、学生の中の「選ばれた少数者」（ほとんどは「毛なみのいい家族」や名門学校の出身者）のための少数の教育機関が生まれる。これらの大学は資本家からのふんだんの資金に恵まれ、優秀な教師をかかえ、格別の学位を与える。大資本は、非常に利潤率の高い一部の経済部門に必要な、高い資格の要員を確保できる。他方、圧倒的多数の学生は「二流」の学校に入る運命になり、二流の教育を受け、就職の見込みもない学位しかとれない。

教育の機会均等をきりくずし、フランス教育制度の分離的性格をさらに悪化するような改革に、フランスの学生は一致して反対した。

学生はもうがまんできない

大学格差を広げるこの攻勢は、偶然ではない。経営者ほとんどの保守党政治家は、社会党員大統領フランソワ・ミッテランとジャック・シラク右派政府間の政治的合意を利用して、フランス教育の中の最後の民主的遺産を一掃する時はきたと考えた。一九八四年に

は、私立学校運営を規制する進歩的法案が、難なく破棄されてしまったことをつけ加えておこう。

一九八四―八六年に、社会党政府は、一九八一年の成立以前の公約に反し、教育改革法案の立案中に右派諸政党に多くの譲歩をした。「共和主義的エリート主義」の名で、社会党出身教育相J・シュベータマンは一九八五年、学生社会保障制度への国の支出を大幅に削減し、社会的差別の要因を増やした。国家はこれで、教育予算のその他の削減に加えて、二億六〇〇万フラン・フランを「節減」した。この教育相が一九八五年に、大学入学金を「実質的価格」にしたがって三二%引上げ、一九八六年には学生社会保障制度への国家助成を中止すると決定したので、その後学生の憂慮と不満はいっそうつものつた。

近年実施されてきた教育予算削減のこの政策は、学生、とりわけ低所得家庭の学生の生活・学習条件を大幅に悪化させた。

次の数字は、社会的格差の増大を如実に示している。一九八五年の調査では、中等学校卒業生（バカロレアを通過した者）の六五%は、会社役員、高給幹部、自由業者の子弟であり、労働者階級や従業員家族（この二つの層は経済活動人口の六〇%を占めている）の出身者はわずか三五%であった。この格差は高等教育ではさらに大きく、労働者・従業員の子弟はわずか一三%である。

強力な学生抗議運動の本当の原因は、マスメディアや政府側近の政治家がいうように、「少数の煽動者が政府の失業・インフレ対策を妨害しようとした企み」なのではない。それは、一九八三年いらい、緊縮政策の実施で生活・学習条件がどんどん悪化してきたことによる学生大衆の深い不満なのである。ドゥバケの法案は、青年の大学入学をいっそう困難にし、就職への展望をせばめてるものなので、これが一九六八年いらいの強大な学生抗議運動に火をつけたのである。

法案反対闘争の一八日間

ドゥバケ法案に反対する最初の抗議行動が始まったのは、それが国民会議の審議に託される一週間前である。

―一月二〇日 リモージュ、ナンシー、マルセイユのデモの後、抗議行動はパリ地域圏のほとんどの大学中心地に広がる。国中のあらゆる学部で、法案の内容を知らせる集会が数多く開かれ、全国学生連絡会は全大学で「要求」集めを始める。

―一月二一―二二日 実際上パリの諸大学のすべてがストに入る。地方の約一五の学校が運動に加わる。中等学校や職業学校でも、集会やストが行われる。学生は法案が国民議会の審議にかかる一月二七日に、全国大デモをしようとしてよびかける。

―一月二四―二五日 約一万の学生がパリでデモ。学生の動員に拍車がかかり、七二大・五五大がスト。高等教育担当相R・モノリは、テレビとのインタビューで、ストライキの機先を制し、ほとんど学生支持にまわっている世論をなだめようとする。

―一月二七日 約六〇万の学生と生徒がパリや多くの地方都市の通りを行進し、法案の即時完全撤回を要求。政府は国民会議での法案審議を翌日まで延期する。政府が法案の中途変更を拒否したので、全国連絡会はストを継続し、「学生と生徒はモノリドゥバケ法案の撤回を要求する」のスローガンで、二月四日にパリでデモを行うようよびかける。

―一月二九日 政府はストを「切りくずし」、学生運動の統一をうち破りたいと、ふた

たび法案審議を延期する。連絡会は法案撤回までの行動スローガンを掲げる。

— 一月三〇日 首相シラクはテレビで、「話し合いを始める」用意があると宣言し、同時に政府は選挙綱領を全面的に実施すると言明。

— 二月一日 スト運動にはずみがつく。全国で集会とデモが行われる。教育の民主的改
革の提案と要求を含め、「要求リスト」が作成される。

— 二月二―三日 全大学がパリの中央デモに向け準備を完了（特別列車やバス等）。ほとんどの教員組合がストに入り、学生や生徒の要求を支持せよと組合員によびかける。C
GTは積極的連帯を表明するよう労働者に指示。

— 二月四日 一〇〇万の青年がパリでデモ。デモの後、教育相と高等教育担当相は全国
学生連絡会代表との会談で、法案の撤回はしないと繰り返す。夕刻、挑発者のしかけで、
数百人の学生と警官が激しく衝突。

— 二月五日 二つの閣議の後、教育相はテレビで、ささやかだが象徴的な譲歩をいくつ
か発表するが、法案の精神は不変だと主張。

— 二月六日 パリで平和にデモする学生と警官が激しく衝突。二二歳の学生マリク・ウ
スタンが警官に激しくたたかれ、その傷がもとで死亡する。アラン・ドゥバケは辞任する
が、政府は法案を堅持。連絡会は、警官の暴力に抗議し、殺された学生を弔うために、一
二月一〇日に全国でゼネストに立つようよびかける。

— 二月八日 首相はテレビで、政府は法案を棚上げすると放送し、幅広い協議を始める
よう教育相に要請したと声明。全国学生連絡会はたたかった生徒に敬意を表明し、学生に
たいし、なお警戒心をゆるめず、政府が議会で法案の強行可決を決めるなら、新しい行
動を考えようよびかける。

晴天のへきれきか？

学生の抵抗運動はなかなかおさまらなかつたが、すでに多くの政治的な分析家や評論家、
社会学者、労働組合員が、さまざま、時として反対の理由から、教訓を引き出そうとし、
これら青年のおどろくべき闘志と戦闘への固い決意を説明している。ある者は、少し性急
であるが、青年は危機からくる日常の困難、とくに失業の恐怖のために、すっかり意気地
なしになったと考えていたのである。

フランスのマスメディアのほとんどにとつて、学生の抗議運動はいわば「晴天のへきれ
き」であつて、当初多くの評論家はおどろいた。

実際、世論調査、調査、種々の話をもとに、新聞やラジオ・テレビは、近年、「八〇年
代の青年は自分の中に閉じこもり、危機の社会にうまく融合するようになった」といつて
いた。大資本のためにおとなしく共存してほしいと説く政界の願いが、必ずしも現実に即
していないと理解する非常に明敏な評論家は、ごくまれであつた。さる一月、信じきつ
ていた若者が「足並みをそろえ」、「一人一人の価値を自覚し」、またもや大挙して街頭に
おどり出、腕を組んで権利と要求を叫んだ時、かれらは本当におどろいてしまった。

なぜこんなことが起こつたのか。突如として起こつた運動、その例をみない規模、その
固い団結からみて、こうした矛盾の背後に何があるのかをもっと詳しく考察する必要があ
る。

「八〇年代の若者」が闘争に加わった

つい最近まで、この「八〇年代の若者」は、「真面目で現実的」、「熱心に仕事をする」、「責任感がつよく」、社会に反抗するよりはこれに融けこみたいと思っているといわれてきたが、この若者がストライキ運動をおして、一九八三年以来の歴代政府が望んだとおり、危機を甘受してしまったのではないことを証明した。

ストの組織の仕方、学生が要求を提起したやり方に、青年がいかに真面目に現実的かが示された。学生と生徒が「責任のある」行進をしたことは、だれもが認めた。学生のデモを乱したのは、警官を「助け」に来た極右の挑発者であって、これは後日、運動が大きく広がった時、デモを弾圧するためであったことがはっきりした。

「一九八六年の青年」といわれる「勝利者たち」のこの気質は、警官の激しい弾圧にもめげず、要求を残らず提起したそのやり方の中に表われているのではないか。

「個人の価値の尊重」は、学生自身が作った実に多様なバッジ、郵便葉書、プラカードに表われている。学生は、自分たちの組織よりむしろ尊敬を集めている労働組合活動家に信頼をおき、個人の戦闘性（デモ中の署名集め等）を高めることに期待したようだ。ただし指摘しておきたいのは、この「個人主義」が、つねに集団のため、全体の利益のために発揮されたことである。すべてのことは全体会議で決められ、代表はほとんどの場合秘密投票で選出された。

しかし、学生と生徒のスト運動は、「一九八六年以前」の若者のイメージを忠実に反映してはいるが、いくつもの新しい現象もみられた。若者たちは独自要求をかちとるためにも、またもつと全般的に、危機を悪化させて青年の未来を台なしにする政策を拒否するために、活発に行動した。

八〇年代始め、社会党政府のもとで、一六～二五歳の若者の政治的行動は、全体として、「SOS人種差別主義」、「エチオピア連帯」、「連帯レストラン」（新しい貧困者のために）という連帯運動に制限されていた。今日、右派が権力に返り咲いて（かれらは資本のいっさいの要望をみたそうとする気持ちを隠していない）、若者は態度を変え、権利と利益を守る要求のため行動に立っている。

青年闘争のこのより急進的性格は、単なる形式的譲歩ではなく法案の完全撤回をという、「最大限主義」の要求にみられる。

深く統一した行動

青年は、将来をとて心配している。これは学生闘争全体の中ではっきり表われた。デモが引きつづき行われる中で、今日青年を悩ます問題がどんどん持ちあがった。すなわち、失業、民営化、「アメリカ様式の拒否」、つまり右派政府の新自由主義政策に関連するいっさいである。

全国学生連絡会は、政党にのつとられるのを避けるため、あくまで「非政治的性格の運動」を主張した（学生運動のたたかひの伝統にしたがって）。こうした態度をとったため、政治的には意見が違っても、ほとんど全部の学生を結集できた。しかも、右派政府の教育政策に反対するこの広大な統一こそ、ストの成功にとって決定的であった（十一月二七日の世論調査では、学生の八二%がストを支持した）。

スト中のもう一つの興味深い現象は、ドゥバケ法案にもっとも断固として反対したのが、若い女性とごく若い者、つまり前途が多難な人たちだったことである。こうした真に統一した運動には、社会的分断の影さえ見えなかった。

学生の固い決意を前に、政府は若者との対決では何も生まれないことをやっとなり理解した。ふつうこうした対決は、両親や政府を支持する社会層を困らせるだけである（スト中の世論調査では、全フランス国民の六二%、学生や生徒の両親の七〇%が学生に連帯を表明した）。そこで政府は、一九八八年の選挙も考えて退却し、「改革の中断」を決定したのである。

ところで、若い学生がパリで死亡して幾分暗い影があるが、学生運動はその闘争と勝利をどう評価しているか。

全国学生連絡会は、解散する前に、法案の最終的撤回をかちとるため、警戒心をもち統一しようと呼びかけただけでなく、その主要な要求を繰り返し表明した。

——すべての者の平等な学習権、

——すべてのバカロレア保持者が、大学に入学し、好きな課目を学習する可能性、

——学位は全国的なものとして維持すること、

——高すぎない入学金を全国一律に決めること、

——フランス人学生と外国人学生の平等の権利、

——バカロレアを持たない学生および勤労学生の現状を維持すること。

フランスの学生運動は、この最近の成果を守り要求をめぐすうえで、この統一を維持していくだろうか。それは、その時にならなければ分からない。

いづれにせよ、学生と生徒は、青年が将来仕事につける準備が十分にできる学校と大学にするために不可欠な改革を、とことんまでたたかひぬく決意である。現在の制度だと、大多数の人は不安定で賃金の低い仕事に追いやられてしまい、将来に開かれる道は失業だけなのである。

（「世界労働組合運動」一九八七年三号）

新刊書のご案内

労働戦線の全的統一と全民労連の発足

五月二〇日発行 定価千円（千二〇〇円）

全民労協は、いよいよ今年の一月二〇日、全民労連への移行を決めた。われわれの総評は、「全的統一の目標とプロセス」という方針をもちながらも、その内実は全民労連に追隨する右翼的再編への合流であることは明らかだ。まさに、戦後労働運動は最大の組織的危機を迎えている。この「危機」はまた、日本社会党の変質とも軌を一にしたものだ。

本書は、八〇年九月の統一推進会から今日にいたる労戦問題の経過と本質を、豊富な資料と解説で編集した職場活動家のための学習テキストである。

編集は労働戦線統一問題研究会 発行は教育労働運動通信編集委員会によるものだ、ぜひご購読をお願いしたい。

お申し込みは社会通信社に寄せていただきたい。十部以上は送料無料 二十部以上の場合は十%引き、五十部以上の場合には二十%引きとなります。

◇ 投稿 ◇

元氣のでてくる選挙結果

統一地方選挙は前半戦を終了した。勝った選挙は総括がむずかしい。長い間、勝っていないから、こういう事態に慣れておらず、とまどいを感じるのも仕方あるまい。売上税に対する国民的審判が下ったというだけでなく、この選挙闘争からどんなことが見えてきたのかをつき合わせてゆく必要がある。

自民との対決で社会党は躍進

まず、投票率であるが、野党の候補者絞りこみ戦術による低競争率、首長選挙の相乗りや革新分裂、加えて天候悪化という要因から、史上最低の首長選五九・七%（△三・四三%）道府県議選六六・六六%（△一・六六%）という結果となり、無党派層を大量に引きこむものとはならなかった。したがって、全国的には新たに無関心層をつかんで勝敗が決ったのではなく、従来のワクの中で支持の移動があったということになる。

選挙結果を見るならば、首長選挙では北海道・福岡で革新首長を守っただけでなく、島根でも善戦し、自民党側の敗北となった。同様に、道府県議選では、議席数で自民党の大幅な後退（△一〇五）、公明（十四）、民社（十四）の微増、社会（十七二）、共産（三三三）の躍進となった。

自民党は、得票率四四・七三%で前回比二・一ポイントマイナスとなった上に前回より五四人候補者を増やしたため、保守乱立による敗北の構図となった。

これに反して社会党は、得票率で一・五ポイント増の一五・八九%とし、少数立候補によって九割以上を当選させることができただけでなく、トップ当選者や上位当選者が続出することになった。

共産党も当選者を増やしたが、候補者を前回の六割以下に絞りこんだため、得票率は〇・五ポイント下げて八・八六%となった。

公明党は得票率六・六六%で前回は〇・四ポイント上回ったが、現職落選など、限界を突き破ることはできていない。

民社党は、NEW社会党路線の大先輩であるが、得票率四・二七%で前回は〇・二ポイント下回った。

総じて、公明党、民社党という中道右派グループは、反売上税票のとりこみに失敗し、それらは、反自民のより鮮明な社会・共産両派へ流れたと言えるだろう。

マスコミは今回の社会党の躍進を、土井ブーム、NEW社会党路線が受け入れられたと、さっそく持ち上げている。しかし、それは曲解というものである。

今回の社会党の勝利で忘れてならないことは、自民党にすり寄り、懐柔されている間は敗北を重ねてきた社会党が、自民党と対決するや一躍伸張したという事実である。土井ブームに加え、売上税で妥協しなかったことが社会党を勝利に導いた。売上税導入に条件付賛成でまるめこまれるならば、これこそがNEW社会党路線であるはずなのだ。

保守補完勢力育成のつまずき

ところが、社会党右派だけでなく、公・民・連といった中道右派グループも自民党へのすり寄りではなく、対決の道を選んだ。これまで周到に準備してきた保守補完勢力の育成がここに来て大きく躓いたのである。なぜまるめこまれなかったのだろうか？

自民党絶対多数を打ち破らないことには、保守補完勢力もその「補完」意義を失ってしまふ。したがって、次の総選挙にむけて保革伯仲にもちこむべきチャンスを探っていたということがあるだろう。また、自民党側にしても、絶対多数の下では自民党の方針を国会で承認させ得るはずであり、保守補完勢力への根回しを不要としていたという関係があったであろう。

しかし、それだけではなく売上税導入や「コメ」輸入自由化方針は、これまでの自民党支持組織を「反乱」に駆り立て、院内の絶対多数とは裏腹に、全国的なほころびを作り出しており、ここに、反売上税という共通の利害にもとづく共同闘争が展開されたことが、中途半端なかけ引きを許さなかったと言いうことができるであろう。

逆の立場で考えてみれば、こうした「反乱」状況にもかかわらず、なぜ自民党・独占資本は妥協し、隊を整え直さなかったのかという疑問が湧いてくる。

矛盾は自民の支持基盤にも

八六年度末で一四五兆円となった財政赤字の上に、統一地方選前半戦の間にも急激に進んだ円高から、大型「公共」投資によるさらに巨額の財政支出が求められていた。すでに一九九〇年度の赤字国債発行をゼロにするという財政再建目標が完全に破綻し、もはや増税が避けられなくなっていたところへ、この円高圧力によって増税路線は決定的となった。増税が政治危機をひきおこしかねないところから、増税の痛みがわかりにくい徴税体系に改めておく必要がある、売上税という大型間接税の導入を必要としていた。したがって、政府自民党としては、「増税なき財政再建」路線の転換に当って、大型間接税導入は不離一体のものであり、増税装置を設置することに妥協はあり得なかったわけである。

また、増税装置の設置時期として、なぜ今年が選ばれたのかについて、中曽根首相は四月一七日の「税制改革を進める全国大会」で次のように述べている。

「この機において税制改革のチャンスがだんだんなくなる。なぜかといえば、来年になると再来年の参院選の準備がある。その次にはまた衆院選がある。」(日経四月一八日朝刊)。

したがって、国会における絶対多数という環境の中でも、最も国政選挙に影響を与えない時期を選べば本年しかないということになる。統一地方選挙であえて争点となることがわかっておきながら、売上税導入を強行しようとした理由は、このように、実に合理的なものだった。

しかし、この合理性には同時に、不合理が随伴するものとなった。いかに自民党が独占資本の党であるとはいえ、少数の独占資本家のみで政権が成立しているわけではない。そこには、中小企業者や農民・未組織労働者等の支援が不可欠の要素なのである。

売上税は、この中小資本家のもうけを損ね、食糧制度廃止や「コメ」輸入自由化や市街化区域農地の宅地並課税案等々の動きは農民の生活基盤を根底から破壊するものであった。

また、円高を契機とした合理化は、会社との協調容認してきた労働者の物の方を変化させずにはおかない。円高に対応してコスト削減をはかれば、それに応じて円高はすすむのである。競争力のない部門での資本の撤退が始り、それとともに失業者の群が増大していた。

国会での絶対多数とは裏腹に、社会の政治経済的不安定性の度は増大していた。このことを見事に示したのが統一地方選挙直前の参議院岩手補欠選挙での自民党の大敗という結果であった。これ以後、自民党の地方選候補者達は、あちこちで「売上税」に反対しはじめた。地方組織だけでなく、自民党所属の国会議員まで動揺はひろがり、国会外の運動が国会内部を規定し始めている。

これまで、小ブルジョアと農民の支援によって政治的支配を続けてきた独占資本が、ここに来てその支持を失いかけて、利害対立を見せはじめた。この対立は容易に修復でき

るものではない。

なぜなら、世界一の競争力を持った日本の加工組立産業の独占資本を守るためには、倒れかかったアメリカ資本主義再建への協力が不可欠であり、そのためには、日本の弱い競争力の産業部門の犠牲が必然的に要求されるからである。しかも、増税装置の設置による大衆増税も避けられない。早晩、自民党多数の政治支配体制は崩壊することになる。これは、独占資本の覚悟しているところである。問題は、その後である。左にウイングを伸ばすというのは、おそらく独占資本のとり得る唯一の道であろう。そのために、総評・社会党の解体攻撃が続けられている。しかし、たとえ社公民のまるめこみに成功したとしても、独占資本と、それ以外のすべての階級の利害対立が明白となってゆく社会で安定的政権が維持されるわけがない。

売上税はたたかひの始まりを告知

売上税反対のたたかひは、単に、はじまりを告げているにすぎない。革命はいつでも旧制度の中で醸成されるものだ。フランス革命もまたそうだった。

スペイン・ポルトガルに代って植民地争奪戦を演じたフランスとイギリスの戦争は、イギリスの勝利に終り、イギリスはフランスの植民地を手に入れ、海上権を独占することになった。フランス絶対主義はこの植民地争奪戦の過程で中央集権的権力を確立していったが、敗戦によって、海軍を失い、めぼしい植民地はなくなり、財政は窮乏した。そのあと、アメリカ独立戦争がおこる。フランスは、イギリスに一矢報いるため、アメリカ独立戦争を支援した。アメリカは独立をかちとり、イギリスは敗けたわけだが、フランスにとつては、苦い勝利となった。というのは、勝ったからといって、イギリスから賠償金を取り立てるわけにもゆかず、巨額の従軍費用の借金だけが残されたからである。

赤字公債発行によって急場はしのいだものの、国の収入の半分以上が借金のやりくりにあてられることになり、増税が日程にのぼった。これまで平民だけタイユ、人頭税、二〇分の一税と課税が重ねられていたから、さらに、平民から搾り取るには限界があった。そこでこれまで税を免除されていた下級貴族や僧侶への課税がうち出され、貴族の反乱がはじまってゆくのである。

ブルボン絶対王制を構成する一分子だったはずの貴族、僧侶は、自己をつぶしかねない王権にたちむかい、他階級に支援を求めていった。フランス革命は、こうして、はじまった。対外的関係の矛盾が国内に移され、国内での矛盾が、それまでの支配階級の中にひび割れを作り出し、ゆれ動き始めた地面は、決してその修復を許さなかった。

売上税は、ブルジョア階級の間にある対立を浮きぼりにして見せた。この対立をどう見るか。せいぜいが、中曽根内閣を打倒し、自民党絶対多数を打破るための、そして、大臣の椅子に座るための手段としてしか見えないならば、それは、ひび割れの修理を受け持ち、支配階級とともに倒れる道にしか通じていない。新宣言が称揚するフランス革命が、このことを教えている。

社会党右傾化阻止の条件

最後に、兵庫では、統一地方選の前半戦で県会では十二の全員当選、神戸市会でも十二議席増としたのだが、それだけでなく、相対的に左派が伸張した。

神戸市会でただ一人落選した社会党候補は、猛烈な右の戦士であった。右派組合による左派落としては激しいものがあつたが、目的を達することはできなかった。

売上税反対闘争が大衆的となるに応じて、右派幹部の思惑を超えた流れがうみ出された。大衆的たたかひのひろがり、社会党の右傾化を阻止する条件であることが立証されている。元氣の出てくる選挙結果である。

◇資料と解説◇

「党建協」設立総会に参加しよう

中曽根のいう「八六年体制」とは、自民党内に第二次世界大戦後、一貫して流れている「社会党解体計画」の実行である。きわめて残念なことに、中曽根のこの策謀に社会党内に呼応する動きがある。

土井委員長の自民党との強くさわやかな対決姿勢によって、社会党は勤労国民の信頼を回復する傾向を示しつつあるが、「全電通党」あるいは「全民労連党」に変質してしまつては、今度こそすつかり信頼を失って致命的にもなりかねない。それだけに心ある青年・婦人の積極的入党と、良心的党員がどれだけ「党建協」に結集できるかが、決定的に重要だ。「党建協」は資料に明らかなように六月七日設立総会を開く。読者の積極的な参加をよびかけたい。

資料(1) 「党建協」設立総会の御案内

はや初夏を思わせる季節となりましたが、おかわりなく御活躍のことと思います。統一自治体選挙は本当に御苦勞様でした。

しかしせっかくの一定の成果を無に帰しかねない危険な動きが浮揚しています。一つは、中曽根と土井さんのお蔭でたまたま勝つことができた選挙を曲解して、もはや強い党を建設しなくともムードによって社会を変革することができると夢想する人が増えていることです。

二つには、売上税を「福祉税」と名前を変えて一部手直しして実現しようとする動きに応じかねない要素もあることです。

三つには、先の党大会で全電通代議員等から宣戦布告されていた通り、「社会・民社の歴史的和解」のために、全民労連結成を背景に党の基本政策を変えて民社党に一致させようとする動きに拍車がかかることです。売上税のように一致した課題で共闘することは必要ですが（その際、共産党だけを排除する積極的な理由の有無は別として）、社会党がもともと基本目標の異なる党と合同する必要はないし誤りであるにもかかわらず、社・公・民・連の国会共闘を、基本路線の一致と合同的連合にまで進めようという動きが大きくなっています。土井委員長になってから社会党は自民党との対決姿勢を明確にして、国民の支持を回復しましたが、民社党への支持は増えています。今さら社会党が基本政策を民社党にあわせねばならない理由は全くないばかりか、それによって国民の期待を裏切るようなことになれば、改憲とファシズム台頭の条件が一挙に整備されるでしょう。

土井委員長に対する勤労国民の今の期待を、安定した確固たる社会党への支持に発展させ、さらに拡大するために、われわれの任務はいよいよ重大であると言わねばなりません。

非武装中立、反原発等々を守り、大衆運動を強化するなかで強大な社会党をつくらうという心ある党員を総結集して、五月中にすべての都道府県に「党建設研究会」を誕生させて下さい。そして党史上記念すべき六月七日の「党建設研究全国連絡協議会（党建協）」設立総会には是非御出席下さい。

「党建協」設立総会は、六月七日（日）午前十一時から午後四時まで、国電・飯田橋駅に隣接する「セントラルプラザ」十一階の「東京労政会館」第一会議室で開催されます。記念講演も予定されており、奮って御参加下さるよう御願いたします。

資料(2) 国労と新会社の「労働協約(要旨)」(一)

第三章 経営協議会

第一九条(目的) 会社は企業の繁栄を目的として、組合と相互の意志疎通を図り企業運営の円滑を期して、組合との間に経営協議会を設ける。

第四章 団体交渉

第三十一条(団体交渉の原則) 団体交渉は、信義誠実の原則に従い秩序を保ち平和裡に行う。

第三十二条(団体交渉の設置単位) 団体交渉は、本社及び支社において行う。

第三十三条(交渉委員) 団体交渉は専ら交渉委員がこれを行う。

第三十四条(交渉委員の数) 交渉委員の数は、本社においては会社側及び組合側それぞれ四名以内とし、関東及び関西支社においては双方三名以内とし、その他の支社においては二名以内とする。

第三十九条(団体交渉事項) 団体交渉は次の各号に定める事項について行う。

- (1)賃金、賞与及び退職手当の基準に関する事項
- (2)労働時間、休憩時間、休日及び休暇の基準に関する事項
- (3)転勤、転職、出向、昇職、降職、退職、解雇、休職及び懲戒の基準に関する事項
- (4)労働に関する安全、衛生及び災害補償の基準に関する事項
- (5)その他労働条件の改訂に関する事項
- (6)この協約の改訂に関する事項

第四十一条(公開の原則) 団体交渉は、原則として公開とする。ただし、双方があらかじめ合意したときは、非公開とすることができる。

第四十二条(守秘義務) 交渉委員は、交渉によって知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。

第五章 紛争処理

第一節 平和条項

第四四条(平和義務) 会社及び組合は、労使間の平和を維持するため、この協約の有効期間中、この協約の改廃を目的とした争議行為を行わない。

第四七条(平和条項) 会社と組合は、協議または交渉を経なければ争議行為を行わない。また、前条に定める手続きが進行中である時には、それが完了するまでは、争議行為を行わない。

第二節 争議条項

第四八条(争議の予告) 組合が争議行為を行う場合には、日時及び場所並びに争議行為の概要を一〇日前までに、また、争議行為の目的、形態、規模、日時、期間及び場所等の具体的かつ詳細な内容をその七十二時間前までに文書をもって会社に通知しなければならない。

2 組合が争議行為の予告内容を変更する場合には、その都度、変更した争議行為の開始日時の四八時間前までに会社に通知しなければならない。

3 組合が争議行為を延期する場合及び全部又は一部を中止する場合には、その旨を直ちに会社に通知しなければならない。

第四九条(争議行為に伴う遵守事項) 組合が争議行為を行う場合は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 争議行為を行う組合員は、争議行為開始時までに、会社の書類並びに事業所等施設その他会社の財産を、以後危険及び支障のないように通常の状態に保ち、会社の引継ぎまたは引渡しを行う。

(2) 争議行為開始時に運行中の列車がある場合、貨物及び乗客の安全並びに車両の保全本が図られる地点までは、列車の運行を確保するものとする。なお、二つ以上の旅客会社にまたがって運行される列車については、紛争当事会社以外の会社において列車の運行に支障を出さないような措置がとられるまで、争議行為の対象としない。

第五〇条(争議行為中の会社施設、構内の立ち入り及び物品の使用) 争議行為中、当該争議行為に関係する組合員は、会社の施設、構内、車両への立ち入り及び物品の使用をすることはできない。ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りでない。

(1) 組合に使用を許可した組合事務所、その附帯設備・備品及び組合掲示板 (2) 社宅、寮等の福利厚生施設 (3) その他特に会社が使用を認めた施設、構内及び物品

2 組合は、前項ただし書の会社施設、構内及び物品をその本来の目的以外の目的で使用することはできない。

第五一条(報道告知) 会社と組合との間に紛争が生じているとき及び争議期間中、組合は会社施設、構内及び車両を利用して宣伝、報道、告知を行わない。

2 荷主等への告知については会社が別に定める。

第五二条(前二条違反の措置) 会社は、組合または組合員もしくはその委託を受けた者が前二条に違反した場合、これを排除、撤去し、または禁止することができる。

第五三条(非常事態への対応) 争議期間中でも天災、重大事故その他非常事態が発生したとき、またはそのおそれのあるときは、会社は必要な組合員をその事態取捨に必要な業務に直ちに従事させることができる。

「アジア平和の船」に参加しよう

一九八七年「アジア平和の船」が七月四日(土)新潟港から出航します。船は五二〇〇トン、ソ連極東海運からチャーターしたプリアムリー工号です。ナホトカ、元山、平壤、南浦、南京、上海を訪問して、七月一六日(土)、博多港に帰ってきます。

ことしは、ソ連邦の大一〇月革命七〇周年、朝鮮統一のための国際連帯年、南京大虐殺事件五〇周年、そして日中国交回復一五周年です。各訪問先で、記念の平和集会を開きながら、各国の労働者、勤労市民大衆と語り合い、いろいろな所を見せてもらいます。ダンス・パーティー、芸術観賞などもあります。

船上では、著名な講師陣による洋上平和と大学が開かれます。また参加者有志の自主講座も開きます。その他、上陸前には各国語の簡単な会話の授業や専門音楽家による歌唱指導もありますし、映画会、ダンスの会も予定されています。

「アジア平和の船」は、平和と軍縮を旨とし、対決に代る対話を広げるために大衆が国際友好親善の使者となつて、もつとも身近かな国々を歴訪する旅です。友好と平和を願う方々に広くご参加いただくよう訴えます。

日時・一九八七年七月四日～七月一八日

代表・岩井 章(国際労研会長)

※詳細については「アジア平和の船実行委員会」(千代田区六番町二 自治労第二会館、電話〇三一二六三一九三八四)にお問い合わせください。

民間企業でも首切りの嵐

川崎重工では、かつて労働者は三二、〇〇〇〜三三、〇〇〇人が働いていましたが、いまは二一、五〇〇人と一万人以上が減っています。一九七九年にも希望退職募集があり、ここで四、五〇〇人にも及ぶ人が職をなくされていきました。肩たたき、という方法で職場をうばわれていったということです。

それ以降も、配転とか出向とか応援とか、いろいろな苦勞をいっぱいさせられてきました。会社は不況だ、赤字だ、といって、大変な犠牲を私たち働く者にばかり強いて来ましたが。労働組合の方も、これまで雇用を守るためという立場のなかで、合理化に協力をしつづけて来ました。昨年一九八六年は川重創業一〇〇年の年にあたったわけですが、会社はしばらくのあいだ神戸工場で船をつくることを中止することを決めました。これに伴って、造船部門において多くの余剰人員が生じるということで、働く者は配置転換で、岐阜工場に行かされるということになりました。岐阜工場では、P3Cという対潜しよう戒機などの軍用機をたくさんつくっており、仕事が大変忙しいという状況があるのです。

配置転換ということは、居住地をはなれることを意味します。従って、奥さんや子供さんがいる場合は単身赴任で岐阜に赴かなければならない、ローンで家を買ったけれども、その家売って岐阜に行く人、とても岐阜には行けないということで、退職された方も多数おられます。

労働者は企業に大変協力してきたのですけれども、昨年一月二〇日、会社は更に四、五〇〇人、今の二一、五〇〇人から一七、〇〇〇人にまで人をへらそうという提案を行い、いま人べらし攻撃が実施されています。私も課長と呼ばれ「やめなにか」といわれました。現在行われているのは三〇歳以上の人を対象にして、最高で二か月余分に割増金を退職金につけるからやめなにかということです。

川崎重工は企業そのものは大きいのですが、賃金は零細企業なみに低いのです。私は高卒、勤続一六年、手取り年取二八〇万円足らずです。今辞めると、退職金はわずか七四万円ですが、割増金加わるので、三〇〇万円になるというのです。どうですか、やめませんか、という。私の方は、女房と子供二人、七〇〇万円の住宅ローンをかかえています。私のような一般的な労働者のかたちですが、三〇〇万円の退職金をもらっても、残り四〇〇万円の借金はどうするのか、また、あとの就職先はどうするのか、ということを考えてみると、とてもやめられないのです。事情はそれぞれみんないっばいあるのです。

私の同じ職場に働くAさん、彼はすでに退職のハンコを押してしまっただけですが、その方は自らの家庭の状況を、直接面会しているときに話されたそうです。娘さんは神戸の薬科大学に通っていて授業料が半期で四五万円、年間九〇万円ぐらい、教育費がたくさんいる時期です。五〇歳代の方はとくにやめられない状況にあるのです。ところが、課長は「それはお家で勝手にこしらえたことでしょう」といったとって大変怒っておられました。また課長は「今、川重をやめても仕事はいくらでもあるんですよ」などといったようです。その人は怒ってしまって、「課長の家にはテレビも新聞もないのですか。これだけ仕事がない、ないといっているなかで、あなたは本当に仕事をさがしてくれませんか。そういう具体的なことを知っているのですか」というと課長はだまってしまった、と話してくれました。つまり、いろんな手をつけて何とか人を減らそう、やめさせようということをやっているのです。そして、いま、首切りの真最中なのです。

◇『資本論』を学ぶ④◇

価値形態論の意義と課題

価値形態論で明らかにされること

マルクスは第一節で、商品を構成する二要因、つまり使用価値と価値を、そして第二節において、労働の二重性を説き、価値の社会的実体である抽象的人間労働の本質を明らかにした。これらの分析をおしてマルクスは、価値が社会的なものであること、つまり交換関係においてのみ発現することも、ある程度明らかにしてきた。そして、交換価値について「価値の必然的な表現方式または現象形態」と規定はしたが、価値がどのようにして、交換価値として現われるのか、あるいは現われざるをえないかはまだ明らかにしていない。

しかし商品は、その自然形態と同時に交換価値または価値形態を持つことによって初めて商品として現われることができるのである。したがって、価値形態の分析を行わないかぎり商品の分析は終了しない。だからこそマルクスは、価値形態論の展開にあたって、価値の現象形態に帰ると述べたのである。

さて私たちが日常において商品の価値を認識するのは、貨幣による価値表現、価格によってである。貨幣による商品の価値表現においては、価値の実体が、抽象的に人間的な労働であることはまったく消し去られている。そして、単なる紙切れが金地全脳の神のごとく人間を支配している。この現実、つまり商品の価値が、どうして貨幣で表現されるのかを、価値形態論では考察する。

マルクス自身は価値形態論の課題を、「貨幣形態の発生を証明するということ、したがって、商品の価値関係に含まれている価値表現が、どうしてもっとも単純なもつとも目立たぬ態容から、そのさらにさらした貨幣形態に発展していったかを追求するということである」と要約している。つまりここでは、貨幣が価値形態の完成した姿であるということが、価値形態論の前提としてとらえられており、そうえて、一商品の価値の、他の種類の一商品による表現が、最終的にはどのようなようにして貨幣で表現されるようになったかを明らかにすることが、価値形態論の課題として提示される。しかしこの価値形態の発展とは、価値表現の発展であり、したがって、価値表現のメカニズムそれ自体の解明が不可欠となっている。

価値形態の発展は何を意味するのか

1 マルクスは、価値形態の発展を歴史的に叙述しているのか

マルクスは、価値形態の発展を、四段階にわけて分析している。一見したところ、マルクスはここで、貨幣発生の歴史的経過をたどっているかのようと思われる。事実、最近出版されたマルクスが校閲した、モストの『資本論第一巻解説』では、この節はきわめて歴史的に説明されている。したがって、初めて『資本論』を読む場合、そういうものと理解してもかまわないのであろう。しかしそうすると、今後学習する「第二章 交換過程」の

意味、またなによりも貨幣発生を説明したマルクスの方法が理解できない。

価値形態の解明にあたってマルクスは、私の考えでは、価値形態論における最後の価値形態、すなわち、貨幣形態を取りあげ、この貨幣形態から下向し、そして価値表現のもつとも単純な態容である二商品の交換関係に行きついたのである。したがって、マルクスは人間の歴史において実際に存在した最初の商品交換をとりあげ、それを単純な価値形態として分析したわけではない。このことはもちろん歴史において単純な価値形態が存在したであろうことを、否定するものではない。しかし、単純な価値形態を冒頭に据えることは貨幣形態の分析の結果であり、歴史そのものに根拠が求められるわけではない。このことは、マルクスが、実際の商品交換において、重要な役割をはたす商品所有者、そしてかれらの欲望を、価値形態の分析においてまったく捨象していることから明らかである。さらにまた、等価形態にある商品を「直接的な交換可能性の形態である」として、等置された二商品が交換される、あるいは交換されなければならないとは考えていないのである。問題は、相対的価値形態にある商品の価値が表現されていることである。

したがって現実の商品交換が、価値形態論のように発展したと考えると誤りとなる。

2 価値形態の発展は何を意味するのか

価値形態の発展が、歴史的に述べられていないとするならば、『資本論』における価値形態の発展は、マルクスは何を根拠として価値形態を進展させているのであろうか。この問題については、価値形態の移行の動力の問題として、各種意見が存在している。なぜ移行の問題が論じられるかというならば、冒頭引用したようにマルクスは、貨幣形態が、単純な目立たない価値表現から発展してきたものとして説いている。そうであるならば、この発展の必然性が存在しなければならない。これが、いわゆる動力の問題である。

しかし、価値形態の発展にあたってそういう動力のようなものは、必要ではない、という意見もある。私の考えでは、動力と名づけるかどうかは別として、価値形態の発展を貫くもの、発展を論理的に規定するものは明らかにされる必要がある。

価値形態の発展においてマルクスが一貫して重視しているのは、あるいは発展の試金石としているものは、表現されるべき商品の価値が、どの程度その使用価値から独立した態容を獲得しているか、そしてそれがどの程度社会的なものとして表現されているかである。

たとえばマルクスは、単純な価値形態から拡大せる価値形態への発展を、「第二の形態は、第一のそれより完全に、一商品の価値を、それ自身の使用価値から区別する」と、特徴づけている。さらに第一、第二形態に比較しての、第三形態の発展を、つぎのように述べている。「両場合(第一、第二形態——川村)ともに、価値形態を与えられるのは、個々の商品のいわば私事である。そして個々の商品は他の商品の協力なしに、このことをなすのである。他の諸商品は、先の一商品にたいして等価形態という単なる受動的役割を演ずるのである。これに反して一般的価値形態は、商品世界の共通の仕事としてのみ成立するのである」。そしてこれによって、「諸商品の価値対象性」も「社会的に妥当する形態」となる。

価値が使用価値から独立した姿を獲得していく過程は、同時に「社会的に妥当する形態」

を獲得する過程でもある。マルクスは、「ある商品の単純な価値形態は、その商品に含まれている使用価値と価値との対立の単純な現象形態である」と述べている。つまりここでは、商品の二要因である使用価値と価値が、二つの相對立した概念として、矛盾した二要因としてとらえられており、価値形態の発展とは、価値概念がそれを積として、より完全なその表現形態を獲得していく過程である。

しかしすでに述べたように、価値形態論は現実の商品交換を取り扱っているわけではない。あくまでも価値表現の枠内にとどまっている。したがって、価値と使用価値の矛盾の現実的展開が直接的に説かれているわけではない。それは、一つの背景として存在するのである。この価値表現に現れる価値と使用価値の対立が、現実の運動のなかで取り扱われるのは、交換過程論においてである。

第二形態から第三形態への移行は、如何にして果たされるか

第二形態から第三形態への移行をマルクスは、つぎのように説明している。拡大せる価値形態の方程式は、「両項を逆にしても同じ方程式である」と。さらに、われわれが、実際にはすでに序列の中に含まれていた逆関係を表現する」と、一般的価値形態になるとも言っている。他方、現実の交換関係から、この逆転を説いているようにも思われる。これは、何か頭のなかだけの操作であり、まったく論理性にかけるように見えるし、すでに見たような価値形態の論理展開と矛盾するものである。

問題を解く鍵は、価値方程式における逆の関係をどうとらえるかである。マルクスは、第一形態の分析において、亜麻布二〇エレ \parallel 上着一着は、上着一着 \parallel 亜麻布二〇エレの係を含んでいると明確に述べている。第二形態から第三形態への逆転は、これを根拠としている。これにたいし、亜麻布の所有者は交換を望んでいるかもしれないが、第二形態において等価値形態にある商品が、亜麻布と交換を欲するとは限らない、したがって、この逆転には無理があるという人もいる。しかし、価値形態論においては、商品所有者の欲望など最初から問題とされていないのであるから、それを根拠として逆転ができないと主張しても筋違いである。

さらには、価値方程式は逆の関係を含まないという主張もある。つまり、前述の例でいうならば、あれはもっぱら亜麻布の一方的な価値表現であり、あの等式が成立したからといって、上着が、亜麻布をその等価値形態におく必然性はないというのである。

ならば、亜麻布が上着を自らの等価におく必然性はどこに存在するのであるか。私の考えでは、そのような必然性は存在しない。価値形態論における価値表現が成立する唯一の条件は、両者が等価であるということにある。等価でありさえすれば、どのような商品であてはめても価値表現は成立する。価値表現と交換関係は、とりあえず分離してとらえるべきである。二つの商品が現実には交換されることの困難を、価値形態論に持込んではならない。このような持込みは、価値形態論固有の意義を無視することにつながる。

「ヤルしかない！」^⑩
 ひどい「凄惨」事業団……

「サービス」のいく着く所

「これはひどい。まるでアウシュビッツだ！」、「人活以上だ！」。はじめて清算事業団へ入って、そういう印象がピンピンときた（ゆえに、以下同事業団のことを「凄惨」と略称する）。タテに長い会議室に、三人がけのイスとテーブルが二列縦隊にズラッとつめられ、三人づつ強制的に坐らされている。何と坐るところにそれぞれの「ネーム」が張ってある。通路も狭い。ひとイキれでむんむんしている。すぐそばの会議室は、あいているがカギかけて使わせない。ヘヤの後の方では、タタミに「坐りたい」人たちが、冷たいコンクリートの上に、ボール箱をバラ敷いて、アグラをかいていた。新聞・週刊誌・マンガなどがそこいらにあつたが、皆は、憤りと不安などでそれどころじゃない、という雰囲気である。しかし、殆んどの人が手持ちぶさたのようだった。古典にでてくる「疎外」（心身のタガを外された）感が垂れこめていた。

何より有名なのは、この「凄惨」事業団（ここ長崎信通分室）のユカが傾むいていることである。カンがころがるのである。しかも二階で、外の景色と対照していたら、船に乗っている感じに襲われ、一瞬、気分がよくない。室員の何人かも平衡感覚を犯されたいらしい。ここだけかと思つたら、北海道音威子府「凄惨」の床もかしいであると報告あり。そこでは何しろ六〇年もの前の建物に皆をほうり込んでいます。

さらに全国の「凄惨」で全く共通している事項が一つある。容れ物以上に、人を押し込んでいるということである。稚内の「凄惨」では、三三人分の容れ物に、一一人を押し込んでいる。全国から訴えられている健康上の問題は、目まいがする・ノドが痛い・扁頭腺肥大・気管支炎などである。労働者は「クビを切った上に命まで取るのか」とクスリ袋を叩きつけて迫っている。労働安全規則六〇〇条（気積空間の保障）に真正面から違反しているのだ。昔、胸の病いが増えたので資本は「気積空間」を義務づけられたのだ。全国で、この一七世紀的「凄惨」を追及しようではないか。稚内では党・民主団体の調査、TVの放映もあり、当局はもう一室ふやしはしないか。稚内では党・民主団体の調査、TVの放映も暖房不十分・便所不足・電話がない、流しがない……。皆要求して闘っている。

「業務」内容がこれまたひどい。仕事をさせない、学習攻め、が最も多い。新潟「凄惨」では、朝の点呼に助役が「今日は特になし」とだけ言って去り、夕方きて「こくろうさん……」と言って去るのくり返しである。皆はツライが、「辞めさせる手」だから、敵より一日長く闘うと粘り抜いている。鹿児島「凄惨」では、山形屋のQC表彰・日食の接客法などのビデオをみせ、合間に「エンビとダブルの違い」の話などをしたり、また無人駅の便所掃除をさせる。東京では、元機関士がかつてノッチを握った手に便所掃除のモップを持たされている。皆は言う。「職に貴賤はないが、ひざまずいた者にノッチを、労資対等を唱える者にモップとはひどいではないか」（憲法一四・一八条違反）「労働者らしく、人間らしく生きようという思想・信条の蹂躪ん」（同一九条）「労働力は売っても、労働基本権は売っていない」（同一七・二八条）。

「サービス」の強調の行きつくところ、このように、労働者への抑圧・弾圧、搾取の強化をもたらす。国民の足を真に守ろうとした労働者に対して……。働らく者の社会へ一歩でも近づけようとした労働者に対して……。ヤミ・カラ→行革問題と併行して、「労働の有用性」とか、「使用価値」の重視などと厚化粧して「サービス」を唱え続けた高木・兵藤氏らに、「凄惨」の実態を直視してほしい。

（佐々木守雄）